

なぜ、死刑執行は秘密なのか？

— 死刑執行情報公開請求事件弁護団からの報告 —

死刑制度検討連絡協議会議長代行 大竹 寿幸 Otake Toshiyuki (57期)

1 はじめに

現在、日本の死刑執行に関する情報は、死刑執行後に執行を受けた者の氏名、その生年月日、犯罪事実、執行場所に限り公開されています。しかし、それだけでは死刑制度の存廃を含め、死刑制度の在り方を検討するには十分な情報開示ではありません。日本は2023年に国連から「秘密処刑をやめよ」との勧告を受けています。そこで死刑執行情報がなぜ秘密にされているのか、そもそも情報開示の意義はなにかを学ぶため、死刑執行にかかる行政文書の情報公開請求事件で、代理人を務める江村智禎弁護士（大阪弁護士会）をお招きし、公開セミナーを開催しましたので内容をご紹介します。

2 死刑執行に関する情報開示の変遷

死刑執行に関する情報開示の現状は、決して当たり前ではありませんでした。なんと明治時代には新聞記者や学生が刑場に入って死刑執行を参観することが許可されていて、被執行者の様子、最後の言葉のほか、遺体の状況といった生々しい執行の様子まで伝える記事が新聞に掲載されていました。ところが明治時代末期から

次第に情報公開が制限され、ついに死刑執行の事実すらリアルタイムに公表することは無くなってしまいました。その後1998年11月から執行の事実と被執行者数が公表されるようになり、2007年12月からは現在と同様の情報開示が行われるようになりましたが、それから20年近く情報開示は進んでいないのが現状です。

刑場の公開については2010年7月にマスコミに公開されたのを最後に非公開とされ、未だに非公開です。1980年代前半頃までは司法修習生が刑場を見学することがありましたが、現在は一切行われていません。また、司法記者クラブや弁護士会からの刑場視察申入れは一切拒否され、以前は一部の拘置所で行われていた視察委員会委員による刑場視察も行われていないのが現状です。

3 なぜ死刑執行の情報は秘密なのか？

情報公開で開示された死刑執行に関する行政文書はほとんどが黒塗りで開示されていますが、国はなぜここまで死刑執行の情報を秘密にするのでしょうか。江村弁護士は「不都合な真実は隠す」というのが理由だと断じました。実は、現在の執行方法である絞首刑については、1924年の

「死刑制度調査答申書」で絞首刑の苦痛や惨状を踏まえ、執行方法の改善を求められています。そしてこの国の方針は現在も変わっていないとのことです。「絞首刑が残虐であるため死刑執行情報を一般の市民に対して秘匿することとなったのではないか」と江村弁護士は指摘していました。

4 死刑執行にかかる情報開示はなぜ必要か？

江村弁護士は、情報公開の必要性として次の3点を挙げていました。①適正な手続が取られているかを検証する必要、②広範な議論の前提として必要、③死刑の適否を判断する裁判員への情報提供として必要とのことです。

確かに現状では、現在の死刑制度が憲法36条の「残虐な刑罰」に該当するか、死刑確定者が心神喪失状態なのに執行されていないか（刑訴法479条1項はこれを禁止しています）を検証することができません。また私たち国民が死刑の存否を議論するにしても、死刑制度の在り方を議論するにしても、現状では情報が不足しているのは明らかです。情報開示の重要性について改めて実感できるセミナーでした。

NF